

『万曆野獲編』の版本問題

井 上 進

はじめに

論に偏党なく、明代の野史、いまだこれを過ぐる者あらず」と。

沈徳符撰『万曆野獲編』が明代掌故書の白眉であるということは、およそ明代に関わる研究に従事する者なら、誰もが首肯するところであろう。じつさい『野獲編』に対する高い評価は、ごく早い段階から出現していて、たとえば沈氏と並生の人たる錢謙益はこう言つてゐる。沈氏は「家世仕宦し（官僚を輩出した家柄で）、國家（本朝、朝廷）の故事を習聞し、且つ嘉靖以来の名人獻（賢）老に見ゆるに及び、掌故を講求し、放失を網羅し、まさに一家の言を勒成せんと」した、と。また清初の学者朱彝尊も、この錢氏の評価を踏まえつつ言う。「撰ぶ所の『万曆野獲編』は、事に左証ありて、

だが道光以来、風氣ようやく変じて明末の史事に対する閑

心もにわかに高まつてくると、この書は「洵に史を読む者の
廢すべからざる所なり」というわけで、ついに道光七年錢塘
姚氏扶荔山房刊本が出現、さらに木活字本も印行され、上に
見た錢朱両氏の評価が改めて確認されることになる。⁽²⁾「景倩
沈氏」は心を史事に留め、すこぶる特識あり。上は朝章掌
故を記し、下は風土人情、瑣事遺聞に及び、……有明一代の
掌故、この篇の記す所を最も詳贍となす」という謝国楨のこ
とばは、この道光以来の再評価が現代においてそのまま承
認されていることを示していよう。こうなれば、より利用し
やすい新しい本の出現は必然で、一九五八年、道光刊本を底

本とした謝興堯断句の排印本が、元明史料筆記叢刊の一とし
て中華書局より印行され、この新本ないしその重印本が、現
在の通行本となつていているのである。

道光本は今日でもまつたくの普通本で、善本とか珍本など
といふものではさらにはないが、それでも誰もが気楽に一本を
備えておく、とはいかない。民国十四年、魯迅は宋明の野史
雜説を薦めた際にこう言つた。明代のことを知ろうというな
ら「本来は『野獲編』がよいのだが、やはり骨董と化してし
まつていて、一部が數十元もする」と。とはいえ魯迅の当時
なら、これを得るには「數十元」を出しあえすればよかつた

のだが、今や線装旧書は骨董化どころか骨董そのものであつ
て、求めたところでそもそもないし、仮にあつたとしても、
その価は魯迅の当時の「數十元」どころではない、正氣の沙
汰とは思えぬものであるだろう。中華書局排印本の存在は、
ふつうの書生にとつてはまさに福音であり、今日『野獲編』
を読むという場合、よほど特別のことがなければ、まづこの
本で読むのが当然である。

一、中華書局排印本

だが問題は、長期に涉つて鈔本のみで伝わってきたそのテ
キストが、どの程度信頼しうるものなのか、ということであ
る。女真や後金の活動を悪しきまに述べ、また臣下が君主の
ことをあれこれ取沙汰する官僚の政治批判など、清朝が強く
警戒し忌避した議論を含む明末の野史は、清朝にとつてそもそも
がましいものではなかつたし、さらに清代中期に至れば、すでに述べたごとく、明末の學術總体が學界の禁忌とな
り、そうした風氣の中では、明末野史の白眉たる『野獲編』
の公刊など、論外というも愚かであつた。じつさい『野獲
編』は、乾隆四十七年官撰『全燬書目』に著録されるという

榮誉さえ担つており、この時期にはその伝鈔さえためらわれたことであろう。

かくしてこの書は、明末の成書より二百余年、ずっと未刊のまま鈔本のみによつて細々と伝わつていたのであり、その間に相当の混乱や訛脱が発生することは避けられなかつた。

道光本を校刊した姚祖恩は「沈景倩（徳符）の『野獲編』、……伝鈔既に久しう、訛脱滋多し。（私は）解組して（官を退いて）索居（わび住まい）し、これがために旁ら羣書を放え、百一（百に一つ。底本中にいくらかある闕字脱文、といふ意か）を補綴し、讐校往復し、再び寒暑を閲して後業を卒う」と言つてゐるが、そのいわゆる「伝鈔既久、訛脱滋多」とは、まったく事実そのものであつたに違ひない。

中華書局排印本（以下では中華本と略称）の底本たる道光本の「訛脱」については、五八年の出版に際しても、むろん意識されていた。一九八〇年第二次印本の巻端に冠せられる

中華書局編輯部の「重印説明」（一九七九年）によれば、五八年版を出すに当たつては「清代のいくつかの抄本とその他の史籍を参照し、いくらかの誤字を改め、若干の脱文を校補した」といい、事実その本文中には、多くはないものの「某原作某、拠康熙写本改」といつた校語が見られるのであ

る。つまり中華本は、校勘についてもたしかに一定の努力を払つてゐた。だがその所謂「いくつかの抄本（一些抄本）」、ないし「康熙写本」の正体は一向に不明だし、また何より、その校勘の成果は満足すべきものというにはほど遠い、まつたく遺憾ながらそうなのである。

たとえば卷七、「吉士不読書」の条。今、特にこの一条を挙げるのは、近年来『明史』選舉志の訳注を行なつていて、その中で新進士から庶吉士を選抜する館選の制が、嘉靖中に中止されたことの背景を説明するため、『野獲編』のこの記事を引こうとしたのだが、中華本には不審な点がいくつもあり、それで後述する旧鈔數本と対照してみたところ、はたしてそれらの不審がことごとく解消し、旧鈔の善をつよく印象づけられた、ということがあつたからである。それではますは中華本の本文だが、下引のこととなつてゐる。

張永嘉之入相也、去登第六年耳、時嘉靖丙戌、諸庶常在館、以白雲宗閣老呼之、每進閣揖、及朔望閣試、間有不赴者、並不引疾給解、張始震怒、密掲於上、謂俱指為費鉛山私人、於是俱遣出外授官、無一留為史官者、……內惟陸粲得為吉士、王宣得為御史、餘皆部寺知縣、……今詞林充斥、不止數倍於前、雖三堂盛事、不免盈脫校書之

詣矣、

これを読んで覚えた不審とは、まず「給解」とは何のことなかか、ということ。また「密掲於上、謂俱指為」とあるが、既に「謂」とあれば、下にまた「指」というのは奇妙に感じられたし、庶吉士にみな授官して翰林院から追い出した後、また「陸粲得為吉士」とは明らかにおかしい、とも思われた。さらに「三堂盛事」というのも何のことやら、辞書の類をあれこれ調べてみてもさっぱり分からぬ。ならばこれが旧鈔の三本、後に詳しく紹介する二十巻補遺一巻統編十二巻の甲本、正編二十巻のみの乙本、および三十巻の丙本ではどうなつているかというと、下記のとおりである。

張永嘉之入相也、去登第六年耳、時嘉靖丙戌、諸庶常（甲本作「嘗」、乙丙二本与此同）在館、以白雲宗閣老呼之、每進閣揖、及朔望閱試、間有不赴者、并不引疾給假。（甲乙一本、丙本原作「解」、而校改為「假」）、張始震怒、密掲於上、（拠甲乙二本刪「謂」字）俱指為費鉛山私人、於是俱遣出外授職。（甲乙二本）、無一留為史官（拠甲乙二本刪「者」字）、……内惟陸粲得為給事（甲乙二本）、王宣得為御史、餘皆部寺知縣、……今詞林充斥、不止數倍於前、雖玉（三本）堂盛事、（乙本有「亦」字）

不免盜脱校書之詣矣、

（張永嘉（璁）の入りて相たるや、登第を去ること六年なるのみ。時に嘉靖丙戌（五年）、諸の庶常は館に在りて、白雲宗（一種の邪宗。正統、正規ではないの意）閣老をもつてこれを呼び、閣に進むごとに揖（お辞儀して挨拶）す。朔望の閣試には、まま赴かざる者あるに、ならびに疾を引きて假を給さざる（まつたく病欠の手続きを取らなかつた）に及び、張始めて震怒し、上に密掲し、俱に指して費鉛山（宏）の私人となす。ここにおいて俱に遣りて外に出し職を授け、一も留めて史官となすなし。……内ただ陸粲のみは給事となるを得、王宣は御史となるを得るも、餘はみな部・寺・知県たり。……今詞林は充斥し、前より數倍なるに止まらず、玉堂（翰林院）の盛事なりと雖も、（亦）盜脱校書（手当たりしだに濫授された官）の詔めを免れず。）

上に挙げた「給解」「三堂」といった疑問は、これによつてあつさり解決するし、「庶常」の「常」が「嘗」になつてゐるのは、稿本において光宗の諱「常洛」の上一字を避けていたのがそのまま残つたもの、つまり甲本が旧い面目を保つてゐることを示していよう。

なお「授官」と「授職」についてはどうかと言えば、庶吉士は翰林院の見習い（一種の觀政進士）で、まだ正式の官についてはないので、たとえば万曆『会典』五、「選官」では「学業成る者は翰林官に除す。後、定めて二甲をもつて編修に除し、三甲を検討に除し、兼ねて科道部属等の官に除す」とい、また黃左『翰林記』三、「庶吉士銓法」にも「けだし宣徳より以前は、兼ねて部属、中書等の官を授く」とあつて、これによれば「授官」の方が優れるかのごとくである。

しかしながら上引『翰林記』のすぐ下文には、初期の庶吉士は長期の教習を受けねばならず、「堪えざる者あらば、乃すなわち改めて他職を授く」とあるし、また『実錄』正徳四年七月

庚申条にも「旧例、庶吉士は読書すること三年に及び、始めて職を授ける」と言い、「授職」という言い方もごく一般的である。よつてこの「官」と「職」は、その優劣をにわかには決めがたいのであるが、後に改めて述べるように、三十巻本というものは清代に入つてから後人によって再編されたテキストなので、二十巻本の「授職」の方がより旧い、おそらくは本来の、面目だということは言えるであろう。

八月初十日、為孝慈高皇后忌辰、而世宗皇帝以是日誕生、及即位、礼臣毛文簡「澄」請先一日称賀、……行之二年矣、至嘉靖三年、又遇聖誕、時礼部為汪文莊「俊」、ならばづく「無一留為史官（者）」はどうかと言えば、

これまたどちらでも文は成立しそうが、「者」があれば「一人も翰林に留まり史官となつた者はいなかつた」となり、なければ「一人も翰林に留めて史官とはしなかつた」となるだろう。ならばそのどちらがよいかであるが、ここは張璁が「遣出」し、だれも翰林官にはしなかつた、という方が自然なのではないか。しかも「者」字があるのは三十巻本、ないのが二十巻本であるから、こゝもやはり「者」字のない方が本来の姿、と考えられる。なお「雖玉堂盛事、亦」の「亦」字であるが、これはあつた方が「雖」との呼應がはつきりし、文理より通順ながら、取りあえずは乙本だけの孤立的な文字なので、出校すべき異同ではあるけれど、必ずこれに拠つて補うべきだ、とはならないだろう。

旧鈔本の優秀さを示すこうした異同は、文字どおり枚挙にいとまなく存在するが、上で光宗諱上一字を避けたと考へられる事例を見たので、もうひとつだけ、おなじ光宗諱ながら下一字を避けたらしい事例を含む一文を挙げておこう。それは卷二、「聖誕忌辰同日」の条で、中華本にはこうある。

請即以是日先行孝慈奉祭礼、然後……、上允之、四十餘年不復輶、則以孝慈雖開天聖母、而……、其時議者又云、正月初三日為宣莊忌辰、然孝武二廟、凡遇祭祀、得衣大紅吉服為比、是又不然、……使其事在宋朝、又有洛蜀哭則不歌之爭、成一大黨論矣、（傍線部は異同があるところを示す）

これが旧鈔諸本ではどうなつてゐるかと、まず「嘉靖三年」が甲本と丙本では「二年」となつており、これは正徳十六年四月に即位して「行之二年」だから当然「二年」が正しいはずだし、そのことは『実録』嘉靖二年八月丁未條によつて確認できる。また「先行孝慈奉祭礼」はと、甲乙二本では「忌日奉祭礼」と「奉祭」の上に「忌日」二字が入つてゐるが、これがないと何の祭祀を行なうのが分からぬので、やはりあつた方がよい。その下、「孝慈雖……」を甲乙二本は「孝慈后雖……」としているが、「孝慈后」ではバランスが悪いように感じられるし、また上文の「孝慈忌日奉祭礼」という例に照らしても、この「后」字を敢えて補う必要はない。ただしこれが衍字であるかと言えば、そうではない可能性の方が高いのではないか。

ついで「宣莊」を甲乙二本は「宣宗」とし、「孝武二廟」

を「在孝武二廟」としているが、前者は「宣宗」でなければ意味をなさず、後者も「孝武二廟」といえば「孝宗武皇帝は」となるのに對し、「在孝武二廟」であれば「孝宗武宗の両朝では」となつて、下文とよく対応する。さらに「洛蜀」を甲乙二本が「雒蜀」としてゐるのは、すでに述べた光宗の帝諱下一字を避けたものに相違なく、稿本の面目をそのままに伝えていると考えられよう。

以上、わずか二条を見ただけながら、中華本に少なからぬ訛脱が存在することはもはや明らか、と謂つてよいだらう。中華本に訛脱が多いということは、その底本たる道光本のテキストに問題がある、ということだが、実のところそれは必ずしも道光本固有の問題ではない。詳しくはまた後に見ることとなるが、道光本の問題とは道光本が底本とした三十巻本の問題なのである。そもそも『野獲編』という書は、その成書から道光本に至るまで、どのような経緯をたどつてゐるのか。なお中華本の「(康熙)写本」などによる校改には、必ずしもそれと明示しないまま、本文を径ちに改めている場合がある。たとえば卷十、「庶常授州縣」の条は「庶常授官外任、此永樂宣德間本有定制、時事至有……」となつてゐるが、その「本」字を道光本は「未」に作つてゐる。つまりここは

「未有定制時事、至有……」とすべきであつて、その「未」字は甲本（の続編卷三所収で、乙本にはこの条なし）でも同じのである。

ならば中華本の文字はどこから来ているのかと言えば、それはまず間違いなく「写本」であろう。というのも、やはり三十巻の旧鈔である丙本は、これを中華本と同じく「本有」としているからである。ただし丙本には闕名氏による校改があつて、その「本」字はすでに「未」に正されている。つまり中華本は出校しないまま本来問題ない文字を改め、結果として誤字を増やしたのみならず、句読まで誤つてしまつたわけである。

このほか卷十五の「孫賛陳遇」、あるいは卷十八の「張麟陽司寇」という条目は、道光本では目録、本文とも「孫賛陳遇晚節」、「張麟陽司寇仁恕」となつていているのだが、丙本は却つて中華本と同じであり、この場合もやはり「写本」による刪改なのである。ちなみに「孫賛陳遇」を甲乙二本は陳遇「孫賛附」とし、「張麟陽司寇」は異同なし、ただし乙本の目録では「仁恕」の二字が後に書き加えられており、すでに道光本に近づいている。以上のごとく、中華本が時として拠るところを明示しないまま字を改めているのは、もと

より特別の大問題ということではないものの、やはり感心できないし、「未有」「本有」の例などは、軽率のそりを免れぬところであるだろう。

二、『野獲編』の成立から道光本まで

『野獲編』の成立事情となれば、まず聞くべきは撰者沈德符の言である。沈氏はその自序（万曆野獲編序⁽⁷⁾）においてこういう。

余は京邸に生長し、おはなき孩時よりすなわち朝家の事を聞き、家庭の間またひそかに父祖の緒言を聴き、因りて喜びてこれを誦説す。成童たるに及び、（道光本はここに「適」字があるが、旧鈔三本には無し）先人棄養（父が万曆十七年に卒したこと、時に沈氏は十二歳。「成童」は本来十五歳であるが、ここでは大略で言つてゐるのだろう）するも、また郷邦の先達より一二の雅談を剽窃す。……今年、鼓譟して（監生となつて）成均（国子監）に遊び、……垂翹して（失意のうちに）南に還る。舟車暇多く、年まさに壯（三十歳）に及ばんとするに、てんかい遭廻して（行き惱んで）成るなく、またよく著述してもつて自

ら見わるるなきを念い、因りてやや（こ）の「自見因
稍」四字は三本に依る。道光本は「名世輒復」に作る
もと記憶する所を紹繙し、まま戯笑不急の事に及び、歐
陽（脩）『帰田錄』の例のごとくす。……編中強半は近
事（道光本は「時事」とするが、今は三本に依る。なお
中華本は「時」字を脱するが、これが单なる脱字なの
か、それとも「写本」に抛り誤つて刪去したものなのか
は不明）を述べ、故に万曆をもつてこれに冠す。／万曆
三十四年丙午仲冬日、自ら（道光本は「沈德符」とす）
甕汲軒に題す。

錢謙益が言つたとおり、「家世仕宦し、國家の故事を習聞」

していた沈氏は、万曆三十四年、二十九歳の時に監生となつ
て懷かしい北京に滞在したが「垂翅して」、というのはこの
年の順天鄉試を受験してうまく行かず、ということである
う、郷里に帰る道すがら「著述自見」を思い立ち、「強半は
近事を述」べたこの書の初稿を著したのであつた。しかしこ
れは、『野獲編』成立の出発点とさうにすぎない。

けだし丙午・丁未（万曆三十四・五年）の間に『万曆野
獲編』共に二十卷ありと自（雖）も、廢簏中に棄置し、
かつ筆を輟めることすでに十餘年而往（以上）たり矣。

壯歳すでに去り、記性日々に頽うるも、諸々の見聞する
所、また往時の外に出る者あり、胸臆に旧貯えたる、遺
忘いまだ尽きず。久しうせばいまだ尽きざる者を并せて
これを失わんことを恐れ、遂（甲本は「隨」）に作るが、
今は道光本に抛つて改む）に新旧を問わず、輒ち意に隨
いて録写し、また復た帙を成し、前稿を緒成し、名づけ
て「統編」と曰う。仍お冠するに「万曆」をもつてする
も、その事またことごとくは今上の時に属ざる者あ
り。然れども耳に剽き目に覩み、みな余の有生來親しく得
る所なり。……／万曆己未（四十七年）新秋、敝帚齋に
題す。

上に引いたのは甲本の統編巻端に冠せられる序文で篇題は
ないが、これを道光本が補遺の首に「万曆野獲編補遺小引」
と題して掲げているのは、きびしく言えば張冠李戴、不必要
な誤解を生じさせかねない。というのも道光本の補遺は沈德
符の五世孫振が輯めたもので、原撰者の沈氏がその「小引」
を書いたりするわけがないからである。また道光本は「万曆
野獲編共二十卷」の「二十」を「卅」としているが、これは
再編本たる道光本の現状にあわせた妄改に相違なく、下に見
るとおり沈振の補遺序文でも正編は「二十卷」となつてゐる。

この続編序から分かるとおり、万暦三十四年十一月以前に書かれたのは、初稿二十巻のうちのさらにその一部であつた。鄉試があるのは八月、放榜（合格発表）は九月であるから、落第して後、帰郷の際に執筆を開始したとすれば、わずか二ヶ月ばかりで書ける量はそれほど多くないであろう。かくして沈氏は帰郷後も翌年まで執筆をつけ、その後は「輟筆」十数年、とはいっても甲本二十巻の後ろに「補遺」一巻が附いていることから見ても、まったく書き足すことがなかつたとは考えにくいが、四十七年に至りまた続編を著した。沈氏は「万暦戊午（四十六年）をもつて北畿（順天鄉試）に挙げらる（⁹）」ということであるから、挙人となつて受験生生活に一区切りがつき、心情に少しく余裕が生じたとともに、四十七年二月の会試には落第したこと、また「著述自見」の念を強めたのではないか、などと想像されるところである。

この正編と続編によつて『野獲編』は完成、体裁は変わつても内容は完全なまま後に伝わつた、ということであればはなはだ結構ながら、実際のところそつうまくは行かなかつた。丙本の補遺首に冠せられる沈振序（篇題なし）、中華本では「康熙写本に拠りて補」つたという「補遺序」にこう云う。

先高祖孝廉（舉人、即ち沈德符）公の撰びたる『万暦野獲編』二十巻又『続編』十二（「二」字拠中華本補、丙本脱）巻は、精核にして該博、凡そ朝常国典、山川人物、巨（中華本作「鉅」）細畢く挙がるも、惜しむらくはいまだ梓に及ばず。崇禎末に至り、長渢（秀水県南匯鎮）は萑苻（盜賊）の藪となり、流離播遷し、累世の琬琰（藏書）、俱に（中華本誤「具」）すでに澌滅し、この編の存する所、僅かに十の四五たり。……なお幸いにも天これが縁を仮し、原目具さ（中華本誤「俱」）に在れば、もつてその残缺を知るを得、藉りてもつて搜訂す。辛卯・壬辰（康熙五十五一年）の間、禾城（嘉興）に館し（塾師をつとめ）、旁ら徵め博く詢い、見る所は數十餘冊を下らざるも、如ともするなし鈔伝（中華本互錯）互いに異なり、訛に全編なし。ただ桐川錢氏（枋）の蔵する所、得ること梅里の朱氏（彝尊）よりし、較や他本より多きも、これを原目に質すに、またただ十の六七なるのみ。爾載先生（錢枋）更に門を列ね部を分かち、事は類をもつて序す。次第また本来に非ずと雖も（中華本誤「惟」）、然れども頗る展覽に便なれば、因りて錢本を主として、諸家の蔵する所を彙集し、錢本の缺

くる所の者を視てこれを抄附し、また共に二百三十餘条を得、（中華本尚有「作為八卷」四字）原目に覆校するに、一も遺す所なし。振窃かに大いにこの書の全きを得たるを幸いとす。……／康熙癸巳（五十一年）閏五月、五世孫振謹んで識す。

つまり正編二十卷、統編十二卷の原本は、明清交替の際の動乱によつて残缺し、沈氏家蔵本も「僅かに十の四五」を存するのみとなつてしまつた。ただ幸いにも原本の目録はのこつていたので、これに拠つて復元に務めていたところ、康熙五十一年から二年に嘉興に滞在した折、朱彝尊蔵本をもとにした錢枋藏本を得た。この本は他の諸本より内容が多く、原目に照らすに「十の六七」を存してゐたという。

この錢枋本は、康熙三十九年に錢氏自らが言うところでは「朱竹垞（彝尊）」検討、向日抄伝するもいまだ全からず。帰田の後、多方搜輯し、略すでに具備す。余借觀するを得たるに、その事多く猥雜にして、もつて査攷しがたきに苦しみ、因りて割裂排續し、都べて三十卷となし、四十八門に分かれ、類に因りて検尋するに便ならしむを庶うと云う」というものであつた。⁽¹⁰⁾秀水の人である朱彝尊は、鄉賢沈氏の『野獲編』を高く評価して一本を伝鈔していたが、その内容はやは

り不完全であつたので、官を退いて後、というのは楊謙『朱竹垞先生年譜』によれば康熙三十一年より後、同郷といふ便もあつてのことであろう「多方搜輯」した結果、「略已具備」というところまでこぎつけた。

この朱氏輯本がどのようなものであつたのか、それは分からぬ。つまり朱氏の一本は正編、統編の別を保つてゐたのか、また分卷次第はどうであつたのか、あるいはその拠るところの諸本の素性といったことは、もはや知るすべがないのである。なお錢氏によれば、朱氏輯本は「事多く猥雜」、多数の記事がこれといった体例のないままに雑然と列ねられてゐたというのだが、実のところそれは、またこの書本来のあり方に他ならなかつた。沈氏は自らの著を「歐陽『歸田錄』の例の」とくまとめたと言つたが、それはつまり明確な体例などない、まつたくの雜記として著したということだし、統編にしても「新旧を問わず、輒ち意に隨いて録写」したということで、要するにこの書は、最初から「猥雜」だつたのである。

朱氏輯本は「猥雜」のゆえに「査攷しがた」く、これを「類に因りて検尋するに便ならし」めるため、錢氏はあえて「割裂排續し、都べて三十卷となし、四十八門に分か」つとい

う改変の挙に出た。原本を「割裂」してその面目を改めてしまふ、といふのは古籍整理の方法として問題があるが、この場合、錢氏の用いた底本は眞の「原本」ではなく、朱彝尊による輯本であつたのだし、「割裂」の結果として利用が容易になつた、ということも一応は認められようから、錢氏の行為もあながち非難するには当たらない、のかもしれない。

その後、この錢氏改編本を得た沈振は、収めるところの記事が他本よりも多く、また錢氏の改変も「頗る展覽に便」だと認めはしたもの、「これを原目に質すに、またただ十の六七なるのみ」であることから、錢氏の体例に依りつつ「諸家の藏する所を彙集し、錢本の缺くる所の者を視てこれを抄附し、また共に二百三十餘条を得、原目に覆校するに、一も遺す所なし」となつた。かくてこの書はふたたび「全きを得」たわけで、まったくご同慶の至り、となるであろう。

ただ、沈振が利用した「原目」の内容を知ることができないのは遺憾で、彼がこれを附録といった形で後世に伝えてくれていれば、それによつて『野獲編』本来の姿を窺がうこともできたであろう。また彼の補遺を附した新輯本が「原目に覆校するに、一も遺す所な」く、その「全きを得」たという

のは、第三章で見るところからして、大体から言えばそういう

のだろう、と言えるにすぎない。なお中華本の「補遺序」には「作為八卷」とあるが、道光本の補遺は四卷で、丙本および第四章で紹介する補遺のみの旧鈔本（丁本）は不分巻、おそらくはこの不分巻が本来の形であつて、八卷というのにはたまたまそのように分巻した伝鈔者によつて、序文中に竄入されたものであるだろう。

『野獲編』という書は、その稿本から道光本に至るまでの間に、複雑で屈折した経緯をたどつていた。すなわちそれは、稿本段階でさえ少なくとも二度の結集があり、その後も残缺、搜輯、改編、補輯を経ており、更にそれ以後も百年以上、ただ鈔本によつてのみ流傳していたのである。かくして道光本、およびそれにもとづく中華本の本文には、まったく当然のことながら、かなりの問題が存在することとなつた。この問題を相当程度解決し、その本文をより善いものをするには、諸旧本の調査が必須であるに違ひない。よつて次章では、今に伝わる旧本のうち管見に入つたものを紹介し、その性格や価値などを考へることとした。

三、旧鈔本『野獲編』その一、甲本

『万曆野獲編』二十卷補遺一卷統編十二卷 康熙鈔本 十六 冊 台北・国家図書館蔵

四周双刃、版框一九・四×一三・〇cm、版心に上黒魚尾のある無格の竹紙に鉛写し、九行二十一字。現在は金鑲玉装となつていて開本三〇・三×一九・二cm、本紙は序文首葉で高

二六・四cm、本文首葉で二四・四cm。卷一首五葉の版心には魚尾上に「万曆野獲編」の書名、下に「卷」と手写されるが、書名卷第を記すのはこの五葉のみで、以下にはなし。

藏印に周星詒（一八三三、一九〇四）の「周印／星詒」白文

方印、「祥符周／氏瑞瓜／堂図書」白文方印、「季／睨」白文

方印、同朱文方印、「詒印」白文長方印あり。他に「俞氏／藏本」朱方、「李蕙／之印」朱方、「曼／嘉」朱方などあるが、どういう人のものか未詳。周氏は字季睨、河南祥符人、ただし実際には祖籍の浙江山陰で暮らした。その事跡は葉昌熾『藏書紀事詩』七を参照。

この本、巻を開ければ下款「万曆三十四年丙午仲冬日、自

題於甕汲軒」の自序一葉。篇題はなく、首行首格からすぐに入本文が始まる。ついで「本伝」見列朝詩選（空四格）史官錢謙益撰一葉。これは『列朝詩集』丁集十六の小伝『小伝』単行本では丁集下）だが、冒頭部分は刊本のそれより詳しく、また小異あつて、刊本にない文字の右旁に●、異同に■を附して引いておけば「沈德符、字景倩、原諱麟禎、字曰虎臣、秀水（刊本作「嘉興」）人。故太史自邠之子、觀察啓原之孫也、自王李之学……」となつていて。

この「本伝」は半葉余り、後半葉の首行で終わるのだが、その後ろに周星詒の手筆と推定しうる行草の朱識あり。この一文、撰者が明示されていないためか、『国立中央図書館善本題跋真跡』（同館、一九八二）、『標点善本題跋集録』（同上、一九九二）に収録されていないので、下に全文を引いておく。

景倩先生野獲編、虞山・竹垞皆称其博洽可信、故史家多采用之、其著錄于史志及千頃堂書目者、卷数多寡不合、康熙間、桐鄉錢氏枋分類合編為三十卷、吳粵各以活字板印行、見者云、吳刻為備、粵刻多所刪節、予十年前得刻本于蘇、甫携歸、即為人窃去、甲子夏、从福州陳左海家得一本、識者云、是粵刻、後于劉氏見一写本、大段与予

所藏無異、独多続編二冊、欲借録之、忽々不果、乙丑、又得此于帶經堂陳氏、蓋原本也、另又弊帚軒刺語一冊（附之、卷数增于刻本、而事無所增、前所見錢氏續編所載、此仍缺焉。

（景倩先生の『野獲編』、虞山・竹垞（錢謙益・朱彝尊）みなその博洽にして信すべきを称し、故に史家多くこれを采用す。その史志および『千頃堂書目』に著録さるる者は、卷数の多寡合わず（『明志』、『千頃目』著録本は八巻）。康熙の間、桐鄉の錢氏枋、分類合編して三十巻となし、吳・粵各々活字板をもつて印行す。見る者云え

らく、吳刻を備わるとなし、粵刻は刪節する所多し、

と。予十年前に刻本を蘇に得て、甫めて携帰するや、即ち人に窃去せらる。甲子（同治三年）夏、福州の陳左海（寿祺。ただし陳氏は道光十四年卒なので、その没後の話）の家より一本を得たり。識者云えらく、これ粵刻なり、と。後、劉氏において一写本を見るに、大段予の藏する所と異なるなきも、独り続編二冊多く、これを借録せんと欲するも、忽々として果さず。乙丑（同治四年）、またこれを帶經堂陳氏（閩縣陳徵芝）に得たり。けだし原本なり。（又にまた『弊帚軒刺語』一冊これに附す。卷

数は刻本より増すも、しかも事は増す所なく、前に見る所の錢氏續編に載する所は、これ仍おこれを缺く焉。）この題識によれば、この本は同治四年に閩縣の陳徵芝より得たといい、その一年前、同治三年に得た一本も福州の陳壽祺藏本であつたという一方、周氏は福建の地方官であり、「陳氏（徵芝）の藏書、大半は季貺に帰す」ということなので、これはまず周星詒の手筆と考えてよからう。ただよく分からないのは、この本が「卷数増于刻本、而事無所增、前所見錢氏續編所載、此仍缺焉」であるとはどういうことなのか、という点である。

周氏の謂う「刻本」が、陳壽祺の家より得た「粵刻」（活字版）三十巻のことであつたとすれば、この本は正編二十巻補遺一巻続編十二巻なので共計三十三巻、たしかに卷数は多いのだが、その内容は「事無所增」どころか、少なくとも道光本正編三十巻と比べれば、「事有所減」なのである。またこの本が「錢氏續編所載」を缺いているというのも、いったい何を謂っているのか。「続編」と言えば沈德符その人の撰で、この本には十二巻が備わっているし、また「錢氏」が錢枋のことであれば、彼は朱彝尊本を「分類合編為三十巻」としこそそれ、「続編」を輯めたことなどない。またかりにそ

の「続編」が沈振の「補遺」のことであるなら、この本は「補遺」の記事についても、その約三分の二を収めているのである。

この題識、下款も鈐印もなく、字様からしても割と草率に書かれたもののように、内容にはよく分からぬところがあるので、その「蓋原本也」とは、実のところなかなかに聽くべき見解のようである。ただし「原本」たるや否やの問題はまた後で検討するとして、今はまず鉢写の様相などを述べておきたい。

この本、玄字は末筆を缺くを通例として、「元」字を用いることもあり、いざれにせよ康熙帝諱は必ず避ける。その一方で雍正帝諱の胤字、雍正三年に敬避が命じられた孔子聖諱の丘字、また乾隆帝諱の弘・曆両字はみな避けず。また夷字は彝に、虜字は空格にするのを通例とする。こうした避諱情況からすれば、これはまず康熙鉢本と定めてよからうし、字様や紙の様子も、別にこの推定に疑問を懐かせない。

明諱については、すでに見たように常字は嘗とすることが多く、洛字も避けている事例あり。また第一章でみた「吉士不讀書」の条（卷三、中華本では卷七）で言うと、「校書」の「校」字は手に従い、「檢討」の「檢」は本字のままで

なっている。つまり崇禎帝諱は避けていないが、天啓帝諱は避けている場合があるわけである。ただし「校」字の扱いについては、もともと特に注意していただけではなく、たまたまこの条で気づいただけであって、全書を通じてどうであるのかは確認できていないし、本字を用いている場合ももちろんある。

この本は往々にして明諱を避けていると同時に、およそ明朝皇帝ないし明廷にかかる字に遇えば、その上をすべて空格にしている。たとえば卷一首条の「冲聖日講」で言えば、經筵、聖体、乙覽、上、駕、御、大内、聖學、英宗、宗社、主上の語につき、すべて空格によつて敬謹の意を表現しているのである。これはむろん明人である沈德符の表記であり、この本はそれをそのままに伝えているわけである。

ついで「本伝」と周氏手識の後はどうなつているかというと、まず「万曆野獲編卷第一目」とある巻目、これは各巻前にあり。次に本文で、その首行にはまず「万曆野獲編卷第一」という書名巻第を記し、次行に低三格で「明（空一格）繡水沈德符景倩著」とあり、第三行に低三格で「冲聖日講」の条目を記し、その後ろに頂格で本文を記す。以下は各条が終わればまた条目、本文が繰り返され、巻が終わればまた同

じ形式で次の巻が始まる。

こうして巻二十まで至ると、その次は「万曆野獲編補遺目」で、共に十五条の目を列ねた後に「附／秦璽始末」とあります。ついで正編と同じ形式の本文があつた後、葉を改めて首二行に「秦璽始末／明（空一格）秀水沈德符景倩著」と記す附録の九葉。この附録一篇は、錢本になると「補遺」の内に入れられ、道光本ではその巻四、玩具の項に収められる。

正編二十巻補遺一巻はすべて十冊、これが終わると第十一冊から続編十二巻となり、まず篇題なしの序文一葉、ついで正編と同じ形式で目と本文になる。この続編本文巻一首二葉の版心には、魚尾の上に書名が記され、また首葉のみには魚尾下に「巻一」と「一」という巻第葉次あり。なお巻十二の末三條は追記で、その本文はそれまでと鈔手が異なっている。さてこの甲本、正編二十巻（それに補遺一巻）続編十二巻という構成で、避諱や空格など明人の表記をよく伝えているとなれば、周星詒の「蓋原本也」という推定ももつとも思われてくるのであるが、そう断定するにはいささか問題がある。というのも、もしこれが「原本」だとすれば、それは道光（および中華）本三十巻補遺四巻の内容をすべて含んでいいべきであるだろう。ところがこの本の正編は共に

五百六十四条、これに補遺の十五条附録一条、および続編三百三十四条が加わって、すべて九百十四条であるのに對し、道光本は正編一千二百六条、補編二百三十三条のすべて一千四百三十九条、つまり甲本に収められる条数は道光本の三分の二たらずでしかない。これほどの差があるとなれば、それを伝鈔の際の脱落などで説明することは不可能であろう。ならばこれは沈振のいう「残缺」の餘の姿なのか。それでも考えにくい。ふつうに「残缺」といえば、ある部分がまとまって抜け、不全となつた状態を謂うだらうが、この本には正編二十巻続編十二巻が、特に目立つた不均衡なくすべて備わつてゐる。また次章であらためて述べるように、乙本は同じ二十巻本でも各条の序次がずいぶん異なり、記事の出入りまゝあるのだが、それでも總じて言えば同じ系統に屬すことは疑えない。つまり甲本は残缺とか補綴を経た本ではなく、それで一応は完成した本らしいのである。とすれば結局どうなるのか。はつきりと断定はできないものの、これはやはり正編二十巻続編十二巻からなる「原本」の面目を伝えたものなのではないか。ただし沈德符は、この「原本」成立後もなお相当の増補を続けていて、その再増部分が朱彝尊・錢枋本や沈振「補遺」に伝わっている、と考えられるわけである。

なお甲本が比較的早期の面目を伝えているという推定は、二十巻本のみに見える記事がある、という事実からも支持されるであろう。かく言うのは甲乙両本卷六の「新鄭相卹典」、卷十一の「墳（乙本作壙）上馬房」、卷十七（乙本十八）の「万通姤死」の各条が、丙本や道光本には見えないということで、つまり甲乙両本には、朱彝尊や沈振の「搜輯」から漏れた記事があるのである。

また甲本卷二（乙本一）の「乙未諸才子」条は、丙本補遺目録の科場項には記されているものの本文には無く、中華本では目文とともに無いのだが、道光本補遺卷二には目文とともに有る、という奇妙なことになっている。所見の道光本のこの箇所は、「乙未諸才子」条の後ろに戸部「補遺」として「茶式」の条が置かれていて、このことからすると、あるいは「乙未」条以下は後からの増補なのかもしれない。つまり中華本は増補のない、初印本に拠っていたため現状のごとくなつた、ということである。そしてもしそうであるならば、「乙未」の一条も本来は二十巻本系のみに有つた記事、となるであろう。

四、旧鈔本『野獲編』その二三四、乙丙丁本
『万曆野獲編』二十卷 藍格鈔本 六冊 台北・國家図書館蔵
甲本と同じ二十巻本だが補遺、続編はない、あるいはこれを缺く一本で、上文で乙本と称していたもの。四周双边で版心に上黒魚尾の十一行藍格稿紙に、毎行二十一字で鈔写されている。なお館目は綠格鈔本としていて、たしかに淡く緑がかつた色ではあるものの、これは藍格という方がふつうであると判断し、そのように記した。版框内一八・〇×一二・八cm、開本二五・〇×一六・八cm。藏印に清末の外交官呂海寰の「呂海寰／鏡宇父／長生安／樂印信」白文方印、「鏡／宇」朱文方印、「呂海／寰印」白文方印、およびどのような人のものか未詳の「授經樓／珍藏秘／極之印」朱文方印、「沈氏家蔵」白文方印、「大司／馬章」朱文方印などあり。
字蹟はしつかりとした楷字で、甲本より工整。避諱はどうかと言えば、玄、胤、弘字は末筆を缺くのを通例とし、玄字については元を用いる場合もあり、また丘字は邱に、曆字は歴に作る。よつてこの本、乾隆以降の鈔写なのは確かだが、

乾隆中に『野獲編』を伝鈔するにはかなりの風險があつたであろうから、常識的に考えれば道光以降の鈔写、しかも気づいた限りでは淳字を避けていないので、おおよそ道咸間の鈔本かと思われる。なお明諱については、第一章で洛字を雛としている例を見たが、これは旧い面目がそのままにのこつた個別例、ないし例外で、基本的には避けないし、明帝や明廷に関する語についても空格は用いない。

この乙本、卷を開ければまず万曆三十四年の沈氏自序。これには篇題なく、また下款の紀年は本来「万曆三十四年丙午」でなければならないが、これを「丙辰（四十四年）」と誤っている。毎巻首の目録、本文首の形式は甲本に同じ。ただし本文各条の序次は往々にして大きく異なり、また個別の条には甲乙両本で異なる巻に収入されている場合もままあるし、さらに甲乙両本の巻五と巻七は、その内容がほぼ入れ替わつてたりもする。

こうした相違は、明諱の扱いや空格についての差異からして、また鈔写年代から考えても、常識的に言えば甲本が本来の姿で、乙本はそれにやや混乱が加わつたものと考えられようが、この常識的判断はさらに別の事実からも支持される。というのも、甲本補遺十五条のうちの十一条、および続編の条目（本文では「獻詔」）が、乙本では目文ともに「獻詔」

うちやはり十一条が、乙本では正編たる二十巻のうちに含まれているからである。補遺はともかく続編は万曆四十七年に改めてまとめられたもの、つまり乙本は万曆三十四、五年に成立した本来の二十巻以外の、それより後の記事を含んでいるわけである。

また甲乙両本の記事には出入があるのだが、甲本にあって乙本にない記事は、巻一の「恩詔逐山人」をはじめ巻五、十一、十四、十五、十七にすべて十三条あるのに対し、乙本にあつて甲本にない記事は乙本巻十一の「武定府初叛」以下「彝（依目、本文作夷）姓」に至る五条と巻十九「憂危竑議」条のみで、これは甲本に二ヶ所の闕文があるのに対し、乙本にはあちこちにより多くの闕文が存在する、と解釈できるであろう。

さらにまた、第一章で甲本巻十九の「張麟陽司寇」という条目に、乙本では「仁恕」の二字が書き加えられ、これが道光本に受け継がれている、という事実を見たが、これと相似した事例は他にもある。甲本巻十三の「璽臣改吏部」なる条目のうち、その「臣」字が乙本では「丞」となつていて、それが丙本、道光本に継承されていたり、巻十五「藩王獻諶」の

となり、丙本、道光本に連なるのがこれである。甲乙両本のこうした相違は、乙本が甲本と三十巻本との間に位置していることを示していよう。

結局、乙本は二十巻の「原本」として言えば、当初の面目から少しく遠ざかっており、鈔写年代も甲本より降るということで、その本文価値はやや劣るとなろうし、第一章で見た「聖誕忌辰同日」条で言つても、「嘉靖二年」の「二」字を甲、丙二本は誤つていない一方、乙本は「三」に誤り、これが道光本、中華本に連なることとなつてゐる。ただしこの条でも、あるいはその前に引いた「吉士不読書」条でも、甲乙二本の文字はおおむね一致しており、そのことによつて二十巻本系本文の本来の姿を窺がわせてくれてゐるのである。

また「吉士不讀書」条の場合、「雖玉堂盛事、亦」の「亦」字など、取りあえず乙本のみの字ではあるものの、すでに述べたごとく、出校するだけの価値はあるだろう。さらに道光本ないし中華本卷十九「科道對偶」条「得旨並斥」句の「斥」字の場合、甲本卷一は「出黜」とする一方、乙本では「黜」となつており、これはむろん後者が正しいに違ひない。つまり甲本の「出」字は、音近くして誤つた衍字と考えられるわけである。以上を要するに、乙本は甲本には及ばぬものの、

二十巻本の面目を伝えてゐるという点でなお貴重な資料だし、個別の文字にも見るべき点はある、ということにならう。

『万曆野獲編』三十巻補遺不分卷 康熙鈔本 三十二冊 中央研究院歴史語言研究所・傅斯年図書館蔵 一九七六年偉文図書公司影印本

錢枋改編、沈振補輯の一本。上文にいわゆる丙本だが、原件は遺憾ながら未見で、これから述べるところはすべて影印本によるもの。この本は無格十行二十四字、巻端に「小引」と題する万曆三十四年自序一葉、および四十七年の「統編引」一葉あり。ついで「万曆野獲編卷之一」目録となり、この巻目は各巻前に在り。その後に本文。まず首行に「万曆野獲編卷之一」の書名巻第、ついで第二三行に低十三格で「秀水沈德符景倩著／桐鄉錢（空一格）枋爾載輯」と記され、第四行に低一格で「列朝」の門目、第五行に低二格で「告天即位」の条目、ついで本文となる。以下各巻ともに同形式。

正編の三十巻が終ると補遺で、まず康熙五十二年の沈振序、これは篇題なし。ついで中華本では「補遺跋」と題される一篇だが、これは錢謙益の評語を紹介したものであり、

「跋」という名はあまりふさわしくない。また丙本の表記では、その「朱竹垞詩綜」以下は小字の注であり、「謹按」以下は行を改め、低一格で記される。次が「万曆野獲編補遺目次」で、「列朝」以下、錢本の分類に従つて条目を列ねるが、分巻はなし。「目次」が終わると本文。その首には「万曆野獲編」とのみ記され、「補遺」などの文字はなし。第二行に低十四格で「秀水沈德符景倩著」とあり、空二行で第五行に低一格で「列朝」の類目、次行に低二格で「重脩國史」の条目、ついで記事本文。

卷一首の書名卷第下に「海寧陳奕禧校閱」の題款一行あり。陳氏は清初の人。江慶柏『清代人物生卒年表』（人民文学出版社、二〇〇五）が『海寧渤海陳氏宗譜』八に拠つて定めるところでは、順治五年（一六四八）生、康熙四十八年（一七〇九）卒という。ただしこの本には康熙五十一年序の補遺が含まれており、少なくとも卒年の方は疑わしい。

ついで乾隆『海寧州志』九、仕進によれば、彼は「附貢。歴官して南安知府たり」とい、また同書十一、文苑には「字子文、一字六謙、……洩りに戸部郎、石阡・南安郡守を歴、至るところ廉貧なるも、書を求むる者門に填ちて争いて購い、これに資りてもつて清俸の不足を補う。……從兄奕

昌、字子榮、黃宗羲に従いて講学す」とある。さらに上海有正書局石印本『王文成公楷書冊』（明代名臣墨宝第六）の康熙四十七年陳氏手跋には「禧受業於姚江（黃梨洲）夫子、得聞致良知之緒論」とあれば、從兄とともに梨洲の門下に在ったことがあつたに違いない。

蔵印には「吳平／斎讀／書記」白文方印、「抱罍子」朱文方印、「東方文化／事業總委／員会所／藏図書印」朱文方印、「東方文化事／業總委員会／所藏図書印」白文方印、「史語所収藏／珍本図書記」朱文長方印、「傅斯年図書館」朱文長方印あり。最初の二印は金石収藏家、帰安の人吳雲（一八一八^{〔12〕}）のもの。なお「抱罍子」印は卷十九首だけに見えるのだが、そこには朱文方印（印文未詳）がもう一枚あり、それも呉氏のものかと思われる。また傅斯年図書館の網站で検索すると、この本には「海昌馬氏漢晋齋考叢図籍之印」があるという。おそらく書皮か副葉に鈐印されていて、そのため影印本には見えないのであるうが、これは乾嘉中の蔵書家馬二槎、名は灝（『藏書紀事詩』六）のものである。

この本、陳奕禧の題款があることからして、康熙中鈔本ということはまず間違いないが、そのことは避諱からも裏づけられる。すなわち書中の玄字は首筆を缺くという独特の

形式ながら、とにかく缺筆によつて字を成さなくしてゐるのに対し、胤、丘、弘、曆等はみな本字のままで敬避しないのである。ということは、康熙三十九年にまとめられた錢枋轉本、同五十一年に成つた沈振補遺の原本から、この本はすぐる近い位置にあるはずであり、その本文には相当の価値がある、と考えられそうである。

だが実のところ、これは決して沈德符の「原本」にはあらず、道光本に連なる輯本なのであつて、その本文にはすでに相当の訛脱が生じてゐる。むろん第一章で見た「吉士不讀書」条「玉堂盛事」の「玉」字や、「聖誕忌辰同日」条「嘉靖二年」の「二」字など、二十卷本系旧本と一致する佳字もありはするのだが、同時にこの二条の例では、道光本と一致して甲乙二本とは異なる字の方がずっと多いのであつた。とはいへ、甲本で覆いうる範囲は道光本の三分の二たらずでしかない以上、残りの三分の一あまりについては、この丙本がいわば「碩果僅存」の、すこぶる貴重な旧本となり、たとえば道光・中華本の卷一、「璽文」条「神人致上命」につき、丙本には「上」下に「帝」字があつて、この場合は拋つて補うべきものとなつてゐるのである。

『万曆野獲編補遺』不分卷 康熙鈔本 四冊 台北・国立故宮博物院藏

北平図書館旧蔵の一本で、ここでは丙本の次ゆえ丁本と名づけておく。開本二七・八×一八・〇cm。無格の竹紙に九行十八字で写され、巻を開けるとまず「万曆野獲編補遺總目」があり、列朝「二十四条」、宮闈「九条」、宗藩「一条」といつた具合に、錢枋の立てた門目、および各門目の条数が記される。中縫には「野獲編 補遺總目」とあってその下に一至三の葉次を記す。ついで「万曆野獲編補遺目次」で、「列朝」の門目を掲げた後に、「重脩国史」以下の条目を列ねる。中縫には「總目」と同様に「野獲編 補遺目次」とあって、その下に一至十の葉次。本文は首行に「万曆野獲編補遺」の書名、第二行に低一格で「列朝」の門目、第三行は低二格で「重脩国史」の条目、ついで記事本文となる。中縫には「野獲編 補遺」とあって、その下に一至二百七十八の葉次あり。ただし二百三十以降の葉次は破損のためほとんど見えなくなつており、その二百七十八とは書葉を数えた結果である。

鈔写の様相はと言うと、格別の精写でこそないものの、しっかりとした楷字で丁寧に写されている。書中、清諱を避

けず、玄、胤、弘、曆すべて本字を用いる。もつとも「玄」字の若干には後人が墨筆で涂抹を加え、末筆を缺いているかのように直したものがあり、また「曆」字についても「歴」に直した例があるはする。なお目録にははつきり「弘」字末筆を缺いたところがあるが、この目録はおそらく後補で、本文は配補葉を除き康熙前半期の鉛写なのであろう。

蔵印は「国立北／平図書／館収藏」朱文方印のほか、「汲／修」朱文方印、「汝／器」朱文方印、「壇尊（樽）／藏本」朱文方印、「豐（禮）府／藏書」白文方印、「禮邸／珍玩」朱文方印あり。「汝器」印はやや不確かながら、おそらくはこれも含め、すべて宗室の昭樞（一七七六～一八二九）のものであろう。鄧之誠『骨董瑣記』三に「礼親王昭樞、字汲修、号檀樽主人、著嘯亭雜錄、于有清一代掌故、可資考拠者甚多」というとおり、清代の掌故に精通し、『嘯亭雜錄』を著した人であり、明代掌故書の代表格たる本書の所蔵者にふさわしい。

この丁本の内容は、丙本および道光・中華本の補遺四巻と

基本的には同じながら、丙本等の「宗藩」にはある「親王娶夷女」条がこの本にはないなど、共に七条の記事が見えない。一方、丙本等において「宮闈」の「夫人封之異」条は

「有目無文」だが、丁本には目のみならず文もあり。またこの本では「風俗」の後、「著述」の前に、丙本等にはない「評論」（内容は「沈祖量」一条のみ）の一門があり、すべて三十六門となっている。ただしこの「沈祖量」の一条は、丙本等では「士人」門に収められており、内容上の増減があるわけではない。

本文の文字についてはどうかと言えば、まだほんの一部だけ、二十巻本系では見ることのできない諸条の若干を見たのみながら、訛字すこぶる多く、字様から受ける印象からすると少し意外な感じがしないでもない。しかし何と言つても旧本には違ひなく、採るべき佳字もままあり。たとえば「宗藩」の「谷王反覆」条で言うと、谷王の名を丙本等では「穗」とするが、この本ではその「禾」が「木」になつており、『明史』一百十八本伝に拠るかぎりそれが正しい。もつとも下文の「詐造図讖、偽作妖言」をこの本は「詐造図讖、偽作妖書」とするなど、先に述べたとおり「訛字すこぶる多」いのも事実ではある。

もう一例挙げておけば、「公主」の「尚主見斥」条「又數年而成進士高第、居詞林、有盛名、主滋介介、形之悔歎、謝懼無計」数句の場合、この本では「成」上に「高」字あり、

「懼」上に「慚」字があるのだが、この両字は出校するに値しよう。「高」字があれば、「成進士」の主語（高中玄）がはつきりするし、「慚懼」は「懼」一字よりも生き生きとした感情を伝える表現であるだろうからである。もつともここでも訛字はあつて、その「主」字を「至」に作つてゐるのは、形近くして誤つたものに違ひない。結局この丁本は、分量から言えば『野獲編』全体の六分の一たらずを占めるにすぎず、それが校勘に果たす作用は限られているし、訛字も頗る多いのであるが、それでも見るべき文字はやはりあり、特に「夫人封之異」条の本文を具えているという事実などは、この本がもつ価値の一端をよく示すものであるだろう。

以上を要するに、今日ひろく通行する中華書局本『野獲編』の本文には、少なからぬ問題が存在する一方、それをかなりの程度まで解決することが、今や可能になつてゐるのであつた。よつて筆者は、今後この書の校勘に従事し、その結果を本誌に発表したいと考えてゐる。もとよりこの「万曆野獲編校記」は、かなりの長編とならざるを得ず、一度にすべて公表することは無理であるが、完成すれば明代史研究にとつてそれなりに意味あるものになると信じてゐる。なお最後になつてしまつたが、台北の国家図書館特藏組、および故宮博

物院図書文献処の方々には、原本の閲覧などにつき格別のご配慮をいただき、とりわけ故宮の許媛婷氏からは、資料の収集などにつきはなはだ親切な計らいをしていただいた。そのことを特に記し、厚くお礼を申し上げる次第である。

注

(1) 錢氏『列朝詩集小伝』丁集下、沈先輩德符。朱氏『明詩綜』六十一、沈德符。なお朱氏の評語は『靜志居詩話』十七でも見ることができる。

(2) 「洵讀史者所不可廢也」とは道光本刊行者姚祖恩の「校刊野獲編弁言」に見えることば。なお次注に引く『增訂晚明史籍考』は、この書に「清康熙間木活字本」があるかのとくに記すが、そうしたものは烏有であろう。管見に入ったところで言うと、伊賀上野の藩校崇広堂蔵（上野市立図書館見蔵）の一本はたしかに木活字本で、おそらく台北・故宮見蔵の觀海堂蔵本と同版と思われるが、「万曆野獲編」という巻頭書名の「曆」字を「厯」に作つており、康熙版ということはありえない。常識的に考えれば、これは道光本より後の清末印行本であろう。

ちなみに国内では、国立公文書館や国会図書館など数機関に木活字本が蔵される由であるが、それらは未見。また下文に引く周星詒の言によれば、清末には二種の木活字本があつたかのじとくであるが、はたして然るや否やは未詳。

(3) 謝氏『增訂晚明史籍考』（一九六四、中華書局）二。なお謝氏の評語はこの増訂本になつて始めて記されたもので、民国

二十一年の初版本にはない。

(4) 『華蓋集』這個与那個。

(5) 光緒中帰安姚氏編刊『咫進齋叢書』所收本。

(6) 道光七年錢塘姚氏羊城扶荔山房刊本『野獲編』卷首、校刊野獲編弁言。

(7) 「万曆野獲編序」という篇題を括弧に入れたのは、それが道光本になつてはじめて現れたものだからである。なお旧鈔諸本ではどうなつてゐるかといふと、甲乙二本には篇題なく、丙本では「小引」と題されている。

(8) 沈氏自序に「父祖緒言」とあることが影響してであろう、錢氏の家庭背景、すなわち彼が累代官族の子弟であることを言う時には、父と祖父が科甲出身の官僚であつたことのみを言うのが通例であるが、これは十分には正しくない。沈氏の言は京邸で本朝の掌故を聞いた時のことだから、そのとおりで問題はないものの、錢謙益のいわゆる「家世仕宦」を説明するとなれば、曾祖父のことも言わねばならないからである。

沈德符が自述（万曆五年進士、官は翰林院修撰に至る）の子であることは『列朝詩集小伝』に見えるし、また甲本卷首に引く錢氏『列朝詩選』の「本伝」では、さらに啓原（嘉靖三十八年進士、官は陝西按察副使に至る）の孫であることも記されている（本稿第三章、甲本の項参照）。さらに自述が啓原の子、謐（嘉靖八年進士、官は湖廣參議に至る）の孫であることは焦竑撰の啓原行状（『國朝獻徵錄』九十四所收）に見える。また彼らの一族については潘光旦『明清兩代嘉興的望族』（一九四七、商務印書館）の「嘉興望族血系分圖」（63）沈氏の条を参照。

(9) 道光本卷首、野獲編分類凡例（錢枋撰）。

(10) 同前。

(11) 周氏が福建の地方官であったことは『藏書紀事詩』（一九八九

年上海古籍出版社版）七の周氏条、およびその王欣夫「補正」に見える。また「陳氏（徵芝）藏書 大半歸之季貺」とは、風雨樓叢書本『帶經堂書目』（陳氏藏書目）卷首鄧美題辞の言。鑑』（上海書店出版社、一九九七）を参照した。

（いのうえ すすむ 名古屋大学人文学研究科教授）

